

消費税軽減税率対応窓口相談等事業 専門家派遣事業について

消費税率の引き上げ、消費税軽減税率制度の導入や転嫁対策など、小規模事業者等の抱える経営課題の解決を支援する目的により行う事業です。ご相談の内容に応じて、東京都商工会連合会に登録された専門家(中小企業診断士等)を直接事業所に派遣し、経営環境から具体的かつ実践的な支援やアドバイスをして頂くことにより、経営改善を図ります。

専門家派遣事業の特色

- 1.登録の専門家が直接事業所に訪問し相談に応じます。(秘密厳守)
- 2.小規模事業者等の方ならどなたでもご利用できます。
- 3.費用は無料です。(※1事業所で3回までの訪問支援が無料で受けられます)

消費税軽減税率 インボイス制度までのスケジュール

令和元年10月1日～2年9月30日迄

中小事業者の仕入税額計算の特例※簡易課税制度の適用を受けない期間に限りです。

令和元年10月1日～5年9月30日迄

・区分記載請求書等保存方式※3万円未満の少額取引や交付を受けないやむを得ない理由がある時は、制度実施前と同様、必要事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たすこととなります。※交付された請求書等に[軽減税率対象品目である旨]・[税率ごとに区分して合計した税込対価の額]の記載がないときは、これらの項目に限って交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

・中小事業者の売上税額計算の特例※中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5千万円以下の事業者をいいます。

令和3年10月1日～5年3月31日迄

・適格請求書発行事業者登録申請(※困難な事情がある場合には5年9月30日まで)

令和5年10月1日～

適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入※売手側・買手側の留意点、税額計算の方法、免税事業者の登録手続きを事前に確認する。

令和5年10月1日～8年9月30日迄

・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置【仕入税額相当額の80%】

令和8年10月1日～11年9月30日迄

・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置【仕入税額相当額の50%】

お悩みのご相談は、地元の商工会・商工会議所へ

商工会一覧表

商工会名	〒	住所	電話番号
三鷹	181-0013	三鷹市下連雀3丁目37-15	0422(49)3111
国分寺市	185-0011	国分寺市本多2-3-3	042(323)1011
日野市	191-0062	日野市多摩平7-23-23	042(581)3666
清瀬	204-0022	清瀬市松山2-6-23	042(491)6648
小平	187-0032	小平市小川町2-1268	042(344)2311
小金井市	184-0013	小金井市前原町3-33-25	042(381)8765
西東京市	202-0005	西東京市住吉町6-1-5	042(424)3600
田無事務所	188-0012	西東京市南町5-6-18商業ビルing3F	042(461)4573
狛江市	201-0014	狛江市東和泉1-3-18	03(3489)0178
大島町	100-0101	大島町元町1-1-14	04992(2)3791
調布市	182-0026	調布市小島町2-36-21	042(485)2214
福生市	197-0022	福生市本町92-5扶桑会館	042(551)2927
東久留米市	203-0052	東久留米市幸町3-4-12	042(471)7577
東村山市	189-0014	東村山市本町2-6-5	042(394)0511
国立市	186-0003	国立市富士見台3-16-4	042(575)1000
本所	197-0804	あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3F	042(559)4511
五日市支所	190-0164	あきる野市五日市411 市役所五日市出張所内	042(596)2511
東大和市	207-0015	東大和市中央3-922-14	042(562)1131
武蔵村山市	208-0004	武蔵村山市本町2-5-1	042(560)1327
八丈町	100-1401	八丈島八丈町大賀郷2551-2	04996(2)2121
稲城市	206-0802	稲城市東長沼2112-1 稲城市地域振興プラザ2F	042(377)1696
羽村市	205-0002	羽村市栄町2-28-7	042(555)6211
三宅村	100-1101	三宅島三宅村神着894	04994(2)1381
瑞穂町	190-1211	西多摩郡瑞穂町石畑1973	042(557)3389
昭島市	196-0015	昭島市昭和町3-10-2 昭島市勤労商工市民センター内	042(543)8186
新島村	100-0402	新島村本村5-1-15	04992(5)1167
式根島支所	100-0511	新島村式根島255-1	04992(7)0312
神津島村	100-0601	神津島村1761	04992(8)0232
小笠原村	100-2101	小笠原村父島宇東町商工観光会館(B-しづぶ)2F	04998(2)2666
日の出町	190-0182	西多摩郡日の出町平井3231-1ひのでグリーンプラザ内	042(597)0270

商工会議所一覧表

商工会議所名	〒	住所	電話番号
八王子	192-0062	八王子市大横町11-1	042(623)6311
武蔵野	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-10-7	0422(22)3631
青梅	198-8585	青梅市上町373-1	0428(23)0111
立川	190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12F	042(527)2700
むさし府中	183-0006	府中市緑町3-5-2	042(362)6421
町田	194-0013	町田市原町田3-3-22	042(722)5957
多摩	206-0011	多摩市関戸1-1-5	042(375)1211

相談のお申込み
お問合せ

東京都商工会連合会
〒196-0033 東京都昭島市東町3-6-1
産業サポートスクエア・TAMA
TEL:042-500-1140 FAX:042-500-1421

<https://www.shokokai-tokyo.or.jp/>

消費税軽減税率対応窓口相談等事業



消費税の引上げ、軽減税率制度、
価格転嫁の対応や、経営の見直し等、
ご相談に専門家を無料で派遣します

1事業所で3回までの訪問支援が受けられます

地元の商工会・商工会議所へご相談ください!!

専門家派遣事業支援の流れ

相談者（小規模事業者等）

軽減税率制度に関すること
「区分経理」に関すること
消費税増税による経営の見直しに関すること
消費税増税による資金繰りの改善に関すること
価格転嫁・転嫁対策に関すること

商工会・商工会議所

経営相談による課題抽出・確認

専門家派遣事業の申し込み

事業所へ専門家が訪問

経営課題解決に向けた助言・アドバイス

経営改善

軽減税率制度・転嫁対策・消費税増税による経営の見直し等 経営課題の解決をご支援します！

消費税軽減税率対応窓口相談等事業 専門家派遣事業は
消費税に関する様々なお悩みを解決するため、
専門家の派遣により事業所を支援いたします。

次のような課題解決を 各分野の専門家が支援いたします。

- 軽減税率制度への対策が不十分で悩んでいる。
- 提供商品の軽減税率対応が進んでいない。
- 軽減税率に係る従業員の顧客や仕入先等の対応で気を付けておくべきことを知りたい。
- 請求書の発行や記帳など「区分経理」の効率化を図りたい。
- 区分記載請求書への対応で悩んでいる。
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）までの準備について教えて欲しい
- 軽減税率対象商品を取り扱っていない事業者や免税事業者の注意点を教えて欲しい。
- 消費税増税による販促対応で悩んでいる。
- 消費税増税で売上が低下しないよう販売力強化を図りたい。
- 新商品や新サービスの提供で集客力を向上させたい。
- 収益性改善のための原価率を改善したい。
- 消費税増税による仕入れや経費の負担増により資金繰りを見直したい。
- 消費税増税を機に将来への事業継続のための経営計画を考えたい。
- 価格転嫁について悩んでいる。
- 転嫁対策について教えて欲しい。

消費税転嫁対策特別措置法について

【目的】

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

【概要】

- ①消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- ②消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- ③価格の表示に関する特別措置
- ④消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

（出典：公正取引委員会 消費税転嫁対策特別措置法チラシ概要版）

